

令和4年第12回
箕面市農業委員会総会議録
令和4年12月16日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年12月16日（金）
午後2時から午後2時25分まで

2. 出席委員（12名）

1番 稲垣 恵一	2番 神代 繁近	3番 川上 加津子
5番 長澤 昇	6番 麻生 忠	7番 中井 徳治
8番 牧野 弘	11番 岡沢 聰	12番 尾崎 孝
13番 稲野 実	14番 笹川 悅子	15番 中西 利一

3. 欠席委員（9名）

4番 笹川 治久	9番 岸本 信夫	10番 坂本 豊廣
16番 中村 孝三	17番 長澤 均	18番 中井 啓二
19番 加藤 博一	20番 野口 康夫	21番 中井 博幸

4. 会議録署名委員

11番 岡沢 聰 12番 尾崎 孝

5. 出席事務局職員

事務局長 松政 秀史	室 長 佐治 功	グループ長 竹内 亜衣
主任 辻岡 昌樹	美谷 一哉	

6. 議事日程

第63号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件

第64号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件

第65号議案 農用地利用集積計画の作成の件

報告第46号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理）

報告第47号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理）

報告第48号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理）

報告第49号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理）

報告第50号 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件

報告第51号 事務処理の報告の件（農業用施設設置報告受理）

報告第52号 農地等状況報告の件

令和4年第12回箕面市農業委員会総会

(開会 午後2時)

議長	それでは、ただ今から、令和4年第12回箕面市農業委員会総会を開会いたします。 座らせていただいて、進行させていただきます。
事務局	この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
議長	希望者はございません。
事務局	次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
議長	本日は、委員21名中、出席委員は12名です。 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
事務局	加えて、笹川治久委員、岸本委員、坂本委員、中村委員、長澤均委員、中井啓二委員、加藤委員および野口委員の8名から委任状の提出がございます。 なお、中井職務代理者より欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
議長	それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、11番 岡沢委員さん、12番 尾崎委員さんにお願いします。 次に、日程第2、第63号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局	ただいま議題となりました第63号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、栗生間谷東 [REDACTED]、地目は台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル、他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

譲受人は、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] [REDACTED]、農作業歴は [REDACTED] 年、耕作面積は [REDACTED] 平方メートル、通作距離は [REDACTED] キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、譲受人と同一住所の [REDACTED] 氏で、区域は市街化調整区域です。以上、第63号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員 第63号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED] 交差点から [REDACTED] をはさんで南西へ約 [REDACTED] メートル行ったところにある [REDACTED] 筆の農地です。

譲受人の [REDACTED] 氏が、譲渡人である [REDACTED] 氏から、農地の経営移譲を受けるため、所有権を移転するものです。

[REDACTED] 氏はこれまで、家族経営の農地で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第3、第64号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第64号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、新稻 [REDACTED]、地目は、台帳・現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

譲受人は、[REDACTED]

[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

譲渡人は、[REDACTED] 氏、転用目的は [REDACTED]、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分については、申請地が水道管等が埋設された幅4メートル以上の道路に接し、500メートル以内に教育施設が2ヵ所あることから第3種農地となっています。

以上、第64号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第64号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]から東へ約 [REDACTED] メートルに行ったところにある農地です。

譲受人の [REDACTED] が、譲渡人の [REDACTED] 氏から申請地を譲り受け、[REDACTED] として整備されようとするものです。

譲受人においては、現在、所有している [REDACTED] が手狭になってきたことから、市街化区域において土地を探したものの、最適な場所がなかったため、申請地を選定されました。

周辺の状況は、北側、東側及び西側は [REDACTED]、南側は [REDACTED] となっておりますが、雨水は自然浸透とすることから、転用による周囲の農業経営への影響はなく問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第4、第65号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題いたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第65号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

申請地は、萱野 [REDACTED]、地目は、台帳・現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートル、他 [REDACTED]筆、合計 [REDACTED]筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

借り手は、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

貸し手は、[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日までです。

以上、第65号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

第65号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED] 交差点から西側へ約 [REDACTED] メートル行ったところにある [REDACTED] 筆の農地です。

貸し手は、[REDACTED] 氏で、現在、申請地におきましては、借り手の [REDACTED] 氏が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、あらためて利用権設定を行うものです。

[REDACTED] 氏におかれましては、主に水稻をされており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わりります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することいたします。

次に報告案件に移ります。

報告第46号から報告第51号の6件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。

日程第5、報告第46号から日程第8、報告第49号は、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理となります。

それでは、日程第5、報告第46号から日程第7、報告第48号につきまして、所有者が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第46号から報告第48号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

これら3件の届出人は、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

まず、報告第46号の届出地は、今宮 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルで、転用目的は [REDACTED] となっています。

次に、報告第47号の届出地は、今宮 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルで、転用目的は [REDACTED] となっています。

最後に、報告第48号の届出地は、今宮 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルで、転用目的は [REDACTED] となっています。

本3件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年11月24日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第46号から報告第48号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員

報告第46号から報告第48号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED] の南側及び東側に点在する [REDACTED] 筆の土地です。

届出人の [REDACTED] 氏が、[REDACTED] および [REDACTED] として整備するため4条の転用届出をされたものです。

報告第47号及び報告第48号の [REDACTED] 筆は、30年以上前から [REDACTED]

■として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされています。

これから転用される報告第46号の農地の周辺につきましては、北側が■、西側は■、東側は■、南側は■となっており、雨水は自然浸透であることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第8、報告第49号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第49号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。

届出地の所在は、今宮■、地目は、台帳・現況ともに■、面積は■平方メートル、他■筆、合計■筆で、面積の合計は■平方メートルです。

届出人は、■氏、職業は■、転用目的は■
■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年12月2日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第49号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員 報告第49号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■から西へ約■メートル行ったところにある農地です。

届出人の■氏が、■を整備するため4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側は■、東側は■、西側は■、南側は■で、雨水は道路側溝へ排水されることから周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第9、報告第50号、農地法第18条第6項の規定による解約通

知の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第50号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

所在は、栗生間谷東 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル、他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

賃貸人は、[REDACTED] 氏、賃借人は、[REDACTED] 氏、解約年月日は、令和4年10月30日、土地引渡年月日は、令和5年3月31日です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知として、令和4年11月1日に受理したものでございます。

以上、報告第50号のご説明といたします。

議長

次に、日程第10、報告第51号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第51号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

報告地は、稲 [REDACTED]、地目は台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル、設置面積 [REDACTED] 平方メートルの [REDACTED] を設置されたものです。

もう1つの報告地は、稲 [REDACTED]、地目は台帳・現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル、設置面積 [REDACTED] 平方メートルの [REDACTED] を設置されたものです。

届出人は、[REDACTED] 氏です。

周辺につきましては、[REDACTED] 筆の中央には道路が通り、周辺は [REDACTED] になっており、周囲への影響がないものと思われることから、令和4年10月31日に受理しました。

以上、報告第51号のご説明といたします。

議長

それでは、ただいま報告のありました6件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

尾崎委員

報告第50号については、小作権の合意解約だと思いますが、口頭での契約でも農業委員会として台帳等で管理されており、報告しなければいけないのでしょうか。

事務局

農業委員会で個人の小作について管理はしていませんが、口約束の契約でも、合意解約の届出をお願いします。

尾崎委員

了解しました。

議長

他にご質問等はありませんか。

ないようでございますので、次に、日程第11、報告第52号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局

〈農業委員の改選事務について・次回日程について連絡〉

議長

これをもちまして令和4年第12回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時25分)

上記は、令和4年第12回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣恵一

署名委員 尾崎孝

署名委員 国沢聰